

転嫁拒否行為に対する対応実績（平成26年3月まで）

公正取引委員会
中小企業庁

平成26年3月までの公正取引委員会及び中小企業庁における転嫁拒否行為に対する対応状況は下表のとおりである（主な指導事例については、別添参照）。

表1：転嫁拒否行為に対する対応状況（注1）

調査件数	立入検査件数	処理件数	指導件数（注2）
2,054件	861件	1,833件	1,199件 （大規模小売事業者36件）

（注1） 公正取引委員会及び中小企業庁の合算。また、平成26年3月までの累計（平成25年10月～平成26年3月）。

（注2） 転嫁拒否行為を行っているとは回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。

表2：指導件数の内訳（業種別）（注3）

製造業	489件
卸売業・小売業	233件
運輸業・郵便業	145件
その他（注4）	332件
合計	1,199件

（注3） 複数の業種にわたる事業者が指導の対象となった場合は、当該事業者の主な業種を1件として計上している。

（注4） 「その他」は、サービス業等である。

表3：指導件数の内訳（行為類型別）

減額	1件
買ったたき（注5）	940件
役務利用・利益提供の要請	45件
本体価格での交渉の拒否	225件
合計（注6）	1,211件

（注5） 買ったたきには、平成26年3月31日以前に減額行為があり、同年4月1日以降に違反のおそれがあるものを含む。

（注6） 事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表1及び表2に記載の件数とは一致しない。

主な指導事例

1 減額（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号前段）

概要
<p>ホテル業を営むA社は、自社の取引先（特定供給事業者）に対し、毎月の消費税込請求金額に応じて1,000円未満又は100円未満などの端数を切り捨てた金額を支払い、さらに、一部の納入業者（特定供給事業者）に対し、毎月の消費税込みの請求金額から3パーセントを差し引いた上で、端数を切り捨てた金額を支払っており、平成26年4月1日以後も同様の取扱いをすることとしていた。</p>

2 買ったとき（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）

概要
<p>B社は、建設工事を委託している建設業者等（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後に引渡しとなる建設工事等（消費税率8パーセントが適用されるもの）について、消費税率5パーセントで計算した金額を記載した注文書を発行していた。</p>
<p>C社は、自社が運営するウェブサイトに掲載する記事の執筆を委託している個人事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率引上げ分を上乗せすることなく、執筆料を据え置くこととしていた。</p>
<p>製造業を営むD社は、部品の製造委託をしている特定供給事業者に対し、平成26年4月1日以後も消費税率引上げ分を上乗せすることなく、当該部品の税込価格を据え置くこととしていた。</p>
<p>製造業を営むE社は、部品の購入先である免税事業者（特定供給事業者）に対し、振込みの際に消費税分を加算することなく支払っていた。</p>

3 利益提供の要請（消費税転嫁対策特別措置法第3条第2号）

概要
<p>大規模小売事業者であるF社は、自社で販売する食料品の納入業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日からの消費税率引上げに伴い自社の店舗内で使用する棚札（プライスカード）の作成料を負担するよう要請した。</p>

4 本体価格での交渉の拒否（消費税転嫁対策特別措置法第3条第3号）

概要
<p>G社は、写真及びビデオの撮影業務を委託している個人事業者（特定供給事業者）に対し、当該事業者との価格交渉において、平成26年4月1日以後も税込価格を用いることとしていた。</p>
<p>建設工事業を営むH社は、建設業者（特定供給事業者）に対し、建設工事の一部を委託する際に価格交渉で用いる請求書について、自社が指定する税込価格を記載する請求書を使用させていた。</p>